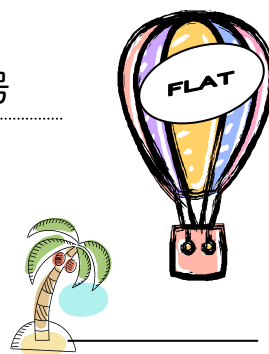


ふらっと.come!

平成23年11月1日 第22号

発行者 船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市湊町2-1-5 MIIビル101R
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



障害者自立支援法の改正による相談支援の充実について

船橋市役所障害福祉課計画係長 渋谷 浩一

船橋市役所障害福祉課計画係長の渋谷と申します。今回は障害者自立支援法に関する最近の動きについて少し書かせていただきます。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「整備法」が昨年12月10日に公布されました。

その柱は①利用者負担の見直し②障害者の範囲の見直し③相談支援の充実④障害児支援の強化⑤地域における自立した生活のための支援の充実となっております。

相談支援の充実に関しましては、平成23年10月1日にグループホーム・ケアホームの利用の際の助成（特定障害者特別給付費）の創設及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が施行されました。

また、平成24年4月には報酬改定（予定）とともに、基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うこととなっております。

それとともに自立支援協議会の法律上位置付けを明確化、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者が地域での生活に移行するための活動に関する相談等の地域移行支援や居宅で一人暮らししている障害者等が夜間も含む緊急時における連絡、相談等の地域定着支援について、内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとなっております。

指定相談支援業務に関してはその重要性が益々高まっていると思われるので各事業者の方々と連携を深め、障害がある方々の自立に向けた適切な支援を継続していくためにも、引き続き本市の福祉行政に対するご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

講演会を終えて

ふらっと船橋 所長 清水博和

さる10月22日の土曜日に船橋市役所11階の大会議室にて、当協議会主催、船橋市障害施設連絡協議会共済による講演会を開催。参加者約80名近くの皆様にお越しいただきまして第1部・2部共に中味の濃い講演会であり、市行政・登壇者・関係機関の方々に感謝申し上げます。



第1部、北野氏の講演では「障害者制度改革と地域生活の動向」というテーマから、障害者支援におけるSE（社会的排除）の定義やSP（社会保障）SI（社会的包摂）展開などを切り口に「社会参加に必要な合理的配慮を行わないことは差別」といった障害者権条約にも触れられていました。日本における高齢・障害者人口は2050年の姿として現在の統計率からかんがみると、ほぼ過半数の47%に近づき周囲を見れば半数が高齢者、障害者社会という想定になり、もしそうであれば高齢者や障害者が地域においての暮らしが保障されているというインクルーシブな社会でもある。

「自立支援法」の6つの構造的問題として、①介護保険への統合を前提としたために3分割給付で、かつ税制度に応益負担等を導入したこと。②入所施設で平均化したADL中心の障害程度区分は（知的、精神）障害者の地域生活には不適切である。③利用者と共に、責任をもって生活支援をコーディネーターとする本人を中心とした相談支援の欠落。④障害者も行政担当者もエンパワーメントしにくい支給決定の仕組みがある。⑤働く・学ぶ・遊ぶなど市民活動を行うといった移動支援を含む社会参加支援の非個別給付化。⑥サービス基盤整備とランニングコスト（人件費）の決定的な不足などがあげられ、実際にどれもが当てはまりその矛盾や狭間での暮らしをしている。

本人を中心とした生活を組み立てていくにあたり、本人中心計画やエンパワーメントの重要性は明らかで本人中心計画は希望や目標、誰とどこで暮らし日中はどんな活動をし、週末などはどう過ごしたいかという「自分は・・・したい」。また、出来ない事には必要な支援を活かして普通の関係と役割を支える。日中活動・医療・GHという個別のサービス利用計画ではなくそれらを含めたフォーマル・インフォーマルな関係者による「支援の輪」の構築を見据えた計画が必要である。

医療リハモデルの認知構造にはまり込んだ認識からではなく、病気のAさんや障害のBさんを支援するという事ではない。本人のエンパワーメントについては、支援者に守られた依存的な状態から各種の支援を活用し、本人が選んだ生活を展開できるよう内なる希望を自由に表現できる環境や多様な経験と選択肢、地域生活全体に普遍化できる市民的参加や役割として展開する事が重要。（この他にも実際の講演は更に奥深い内容であり、とても分かりやすく参加者からも好評でした）

第2部の指定発言では、三者よりそれぞれの立場からお話を頂き外山氏からは中途失聴の障害認定ではデシベルダウンの認定見直し要望や誰もが、どこでも同等のコミュニケーション支援を受けられるコミュニケーション事業の実現などを話されました。井村氏からは精神障害者地域移行支援事業についての取り組みや総合福祉法へ移行するにあたり、地域相談支援事業として個別給付化となること。地域生活をうまく継続するためには本人の意志、医療との関係、経済基盤、環境、服薬日中活動に福祉サービス等々は欠かせないものである。

山田氏はご子息の子育てからくる教育現場での不平等や育ちの保障についてお話を頂き、障害者総合福祉法が子育てや教育の分野でのノーマライゼーションを推し進める大きな力になることを期待されていました。



～お知らせ～

11月に入り、今年も残すところ2ヵ月あまりになりました。少々気が早いかもしれませんが、年内の営業についてお知らせします。29日より新年3日までは休業になります。4日より通常営業となりますが、休業期間であっても転送及び留守番電話での対応は変わりません。